

豊明市監査公表第2号

地方自治法第199条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく定例監査等を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成30年6月27日

豊明市監査委員

古橋 洋一

三浦 桂司

1 監査の対象

経済建設部 土木課

消防本部 消防総務課・消防署

2 監査の期間

平成30年1月18日から平成30年2月8日まで

3 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年12月31日までに執行した事務事業

4 監査の項目

(1) 収入事務

(2) 支出事務

(3) 契約事務

(4) 財産管理事務

(5) 一般事務

5 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 道路改良工事の支出負担行為決議書において一部不備な点が見受けられたので留意されたい。(土木課)

6 監査の対象

市民生活部 市民協働課

7 監査の期間

平成30年2月1日から平成30年2月23日まで

8 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年12月31日までに執行した事務事業

9 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

10 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

11 監査の対象

行政経営部 秘書広報課

12 監査の期間

平成30年3月2日から平成30年3月26日まで

13 監査の範囲

平成29年4月1日から平成30年1月31日までに執行した事務事業

14 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

15 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 広報とよあけ印刷1月号分の支出事務において、検査調書に一部誤りが見受けられたので留意されたい。